

第7 知財分野における制度改革

日本の国家社会は、今後とも知的財産権を重視した経済社会の在り方を模索していくべきであるところ、現在の知財法は実体法・手続法ともに十全とはいえない。たとえば、本年の改正（5月17日公布）によって、損害賠償制度については一定の改正がなされたが（侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超える部分につき、侵害者にライセンスをしたとみなして、損害賠償を請求できることとした（改正特許法102条1項）。また、ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記した〔同102条4項〕。）、損害賠償制度としてそれで十分か疑問なしとしない。また同改正では、証拠の収集に関して査証制度が導入され、一定の前進があったところではあるが、さらなる改革が望まれている。

この点に関して、今後すぐに問題となりうるのは、二段階訴訟制度、損害賠償制度、アミカスブリーフ、アトニーズ・アイズ・オンリー、知財調停、知財高裁の大合議制度の拡大である。

このうち、アミカスブリーフについては、日弁連でも導入を検討するとしている（民事司法改革グランドデザイン）。積極的に検討を進めるべきであろう。

また、損害賠償制度については、懲罰的損害賠償、利益吐き出し請求権が問題となりうる。検討を進めるべきである。なお、本政策要綱では、損害賠償制度について、民事法一般の問題としても取り上げているが（特集第6）、知財分野という特殊な分野での導入の検討をまず進めるということもありうるところである。